

令和4年11月7日

経営改善に向けた取り組みについて

—水道メーターの隔月検針の導入（ご報告）—

上下水道部経理営業課

1 概要

令和5年4月から、水道メーターの隔月検針を実施いたします。精華町上下水道事業審議会からの「検針の隔月実施等の経費削減策」が必要とのご答申（平成30年11月）を踏まえたものです。また、これに併せて、月の中途での使用開始又は終了の場合における基本料金の徴収方法を変更いたします。

2 経過等

令和4年9月 令和4年度精華町議会定例会9月会議

精華町水道事業給水条例の一部を改正する条例案議決

精華町公共下水道使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案議決

3 隔月検針導入前後における検針・料金請求方法

(1) 変更点等

ア 検針日は、毎月から隔月の定例日に変更となります。

イ 1カ月分の使用水量は、検針での計量水量を2等分した水量となります。

計量水量が2で割り切れない場合には、その余りを前月に加算します。

ウ 請求方法の変更は無く、毎月請求とします。なお、隔月検針の開始月である令和5年4月は請求がなく、翌月以降は1カ月遅れの請求となります。

エ 月の中途での水道の使用開始又は中止の場合における基本料金については、上下水ともに、使用日数が15日以内であれば所定の1/2額とし、15日を超える場合は1月分として算定します（現行では、水道料金のみ、使用水量に応じて5m³以下であれば1/2額としています。）。

(2) 隔月検針導入前後における検針・料金請求

	令和4年度			令和5年度				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
■定例検針 ⇒町全域を奇数月の定例日（5日～10日）に検針	実施	実施		実施		実施		実施
■料金請求 ⇒これまでどおり毎月請求。隔月検針切替当初月（4月）は請求無し。	2月分	3月分	請求無し	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分

||→隔月検針スタート